

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 大府市発達支援センターおひさま	種別： 児童発達支援センター	
代表者氏名： 東 千恵子	定員（利用人数）： 30名（30名）	
所在地： 愛知県大府市江端町六丁目19番地		
TEL： 0562-47-7834		
ホームページ： http://www.aikouen.jp/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和50年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 愛光園		
職員数	常勤職員： 12名	非常勤職員： 14名
専門職員	(管理者) センター長 1名	(児童発達支援管理責任者) 1名
	(保育士) 10名	(児童指導員) 3名
	(作業療法士) 1名	(理学療法士) 1名
	(臨床心理士) 2名	(音楽療法士) 1名
	(栄養士) 1名	(調理員兼用務員) 2名
	(医師) 2名	(事務職員) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 4室	(設備等) プレイルーム・トイレ
		ボールプール・和室・厨房
		スタッフルーム・相談室

③理念・基本方針

★理念

・法人

私たちは、誰もが人間としての尊厳が保たれ、安心して共に生きる社会をめざします。

・施設・事業所

心身の発達につまずきのある乳幼児一人ひとりに対してよりよい支援を行い、集団の中で生活し、子どもの成長・発達を促します。

★基本方針

私たちは、日々の療育を通して

1. 子どもたちが安心して成長・発達ができ、将来自分らしく自律した生活ができる力をつけていく支援をします。

2. 家族が子どもと向き合い、主体的な子育てができるように支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組

・おひさまでは全ての学習の基礎は対人面の育ちであると考えます。乳幼児期でも特に年齢が小さければ小さいほど親子の愛着関係は重要であり、子どもにとっては対人面の基礎作りです。また、保護者にとっては子どもとの関りにほのかな自信を持ち、これから続く子育てに対してポジティブな感情を持つための重要な時期と言えます。そのため、親子で体験的に療育を通して学べる親子クラスを設定し、より良い親子関係を築けるよう支援をしています。また、その親子なりの関係が築けた先にはタイミングよく分離することも重要であると思います。そのようなスモールステップを踏めるよう、子どものみの小集団を経験できる単独クラスを設定しています。そして、保護者のいない単独クラスで保育者との愛着関係を築き、友達同士関りあいながら自分の思いの発信や人と折り合う経験をしていけるよう支援をしています。

・移行に関する進路支援は重要であると捉えています。特に保護者が進路決定をするプロセスは丁寧な支援を心がけています。“子どもにとって”を保護者が考えられるよう、まずは子どもの特徴や性格、発達状況をつぶさに捉えて保護者と共有します。具体的には保育者からの伝達だけでなく保護者が実感できるよう療育場面で一緒に子どもの行動理由を考えたり関わり方を考えたりします。それらは単独クラスにも週1回親子通園日を設けている理由の一つでもあります。また、進路に関して適宜必要な情報を保護者にお伝えします。進路に関する仕組みや相談先のお伝えだけでなく、様々な進路を選んだ先輩保護者の話を聴く機会を設定したり、選択肢にあげている移行先の見学をしたりできるようにして、なるべく保護者自身が“見る・きく”をしながら実感し考える材料にして頂きたいと思います。もちろんおひさまとしても進路の見立てをして保護者にお伝えします。それらを踏まえて保護者がしっかり迷って悩んで出した結論に対しては最大限の後押しをします。保護者にとってこのプロセスこそが今後ターニングポイントで必ずくる進路選択に対して対応できる力に繋がると考えます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 4月23日(契約日) ~ 令和 4年 2月 9日(評価確定日) 【令和 3年12月 3日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成28年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆管理者の子どもの将来を見据えた療育意識

管理者は18年以上療育に携わっており、今回の受審に際しても、発達支援と家族支援についての職員の役割を情熱的に語っている。子どもたちが自分らしく自律した生活ができる支援はおとなの生活を知っている職員が必要と考え、法人内の障害者施設を体験する取組みが行われている。

◆保育・障害の両分野の連携

次世代の育成については、市が責任を持つことが貫かれ、小さな障害者ではなく子どもとしての育ちの保障がされており、市内の保育所との連携が強い。また、少人数の丁寧な療育が行われるよう、職員配置にも配慮がある。一方で自立支援協議会にも参加する等、保育・障害の両分野からアプローチを図ることが容易となっている。

◆子どもの気持ちに寄添う療育の実践

子ども一人ひとりを受容した保育・療育の実践は、施設を利用する誰もが願うことである。子ども理解を深めるための専門知識を高める「人材確保育成」は事業計画に記載され、発達に合ったカリキュラムを作成し、子どもの気持ちを代弁する支援を意識している。子どもが嫌がる気持ちの「切替え」や「石鹸の泡」を嫌がる子どもの気持ちにも寄り添っている。

◆高い保護者の満足度

今回行った保護者アンケート結果では、設問を肯定する100%の項目が6項目もあり、保護者の満足度が高く信頼関係が構築されていることが明確となった。また、コロナ下ではあるが、父親参観等を開催し、保護者が子どもの情報や成長の確認を求めていることに、事業所（センター長、職員）は十分に答えている。保護者の思いを受け止めていることが満足度の高さに繋がり、感謝の声や応援メッセージがたくさん届いている。

◇改善を求められる点

◆経営状況・改善すべき課題の職員周知

経営状況や改善すべき課題について、それらを正確に把握、理解することが解決や改善の前提条件となるため、全職員への周知を図りたい。

◆権利擁護に関するマニュアルの整備

「プライバシー保護規程」や「虐待防止規程」等、子どもの権利擁護に関する規程は整備されている。それらに関する職員研修も実施されているが、細部にわたっての手順が明文化されていない。それらを含んだ権利擁護のマニュアルを整備され、職員・保護者への周知が望まれる。水遊び時の子どものプライバシーが守られるような環境の整備にも、改善の余地がある。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けることで、やれている部分と課題が明確になりました。やれている部分は強みとして認識すると共に、課題は優先順位をつけて実施します。中でもR4年度は、安定的な経営を図るためにも、管理者だけでなく職員全体で経営状況や課題について共有します。また、職員の質の向上として、職員と管理・監督層の面談回数を増やし、個人目標の進捗状況を確認しつつ、コミュニケーションを図る機会とします。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<コメント> 全職員に、法人の理念・基本方針が記載された「クレド」が配付されている。常勤職員は、終礼時に毎日1名ずつ理念と実践を結び付けた話をしている。非常勤職員には、毎年入園式後の全職員の会議で、理念・基本方針等を伝えている。保護者には5月の保護者会総会にて、事業所の基本方針や事業所の概況等が記載された「運営要覧」を配付して説明している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
<コメント> 大府市自立支援協議会に所属し、地域の特徴・変化等の経営環境や課題を把握・分析している。また、市の「障がい児福祉計画」の策定に関わっている。関係機関との連携により、利用希望者数の想定をしており、さらに、毎月法人の経営小委員会で昨年との差異、利用率、コスト分析等を行っている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・Ⓑ・c
<コメント> 市の指定管理であり、毎月の収入は定額である。加えて100万円を超える物品等については、市が予算措置を講じており、支出の部分である人件費のコントロールや100万円以下の物品購入、修繕をどう計画的に行うか、等が課題となっている。経営状況や改善すべき課題について、全職員への周知を図りたい。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
<コメント> 事業所としての中・長期計画は策定されていないが、法人の中・長期計画の重点目標である「社会福祉法人としての責務」、「地域生活支援」、「多様なニーズへの対応」、「人財の確保育成」、「施設設備の整備・更新」に従って事業計画がつけられている。また、10年契約の「大府市指定管理業務仕様書」に従って事業が進められている。それらに沿った事業所独自の中・長期計画の策定が求められる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
<コメント> 法人の中・長期計画の重点目標である「社会福祉法人としての責務」、「地域生活支援」、「多様なニーズへの対応」、「人財の確保育成」、「施設設備の整備・更新」に従って事業計画が策定されている。事業計画表には目標に対して「方法」、「達成基準」が記載され、実施状況の評価を行える内容となっている。単年度事業計画に枠組みを示すための、事業所独自の中・長期計画策定が求められる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の策定は毎年12月の職員会議で全職員から意見聴取し、次年度の事業計画が策定されている。事業計画の実施状況は、毎月の法人経営小委員会で報告・共有されている。また、確定した事業計画は、入園式後の職員会議で全職員に周知している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画は保護者会総会で説明をしている。内容について、保護者からの質疑もあった。しかし、コロナ禍での今年度は参加者が少なく、資料の配付のみのため、保護者に内容が伝わったかは不明である。保護者に分かりやすく説明するための資料の作成等、検討の余地がある。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 個別支援計画の目標は、毎日の記録に達成度を記入し、1ヶ月のまとめの中で個々の変化が確認できるようにしており、次の個別支援計画に反映させている。また、療育後各クラスで振り返りを行い、翌日の療育に活かしている。年に1回「事業所における自己評価」を実施し、職員会議において結果の分析や検討を行っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 自己評価や第三者評価で課題となった項目は職員会議で検討し、事業計画に改善目標として盛り込んでいる。しかし、改善に向けての取組みについては、計画的に行われているとは言えず、見直しという点でも工夫する余地がある。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 管理者は、事業所の経営・管理に関する方針と取組みについて、入園式後の職員会議で文書を配付して説明している。また、非常時の管理者不在の権限はマニュアルに明記されている。管理者は18年以上療育に携わっており、発達支援と家族支援の職員の役割を情熱的に語っている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 管理者は法令遵守の観点での研修や勉強会に参加している。今年度は、「障害者虐待防止法」について全職員を対象に研修を実施し、周知を図った。更なる法令遵守の徹底に向けて、管理者を始め職員の研修参加や法令の理解促進を図りたい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 週1回の職員会議の他、親子通園・単独通園・早期療育・相談支援・保育所等訪問の部門別会議を月1回実施し、その全てに児童発達支援管理責任者（副センター長）とともに参加している。その中で事業所全体と各部門の課題を把握し、一つのチームとして機能するよう指導している。子どもに自律した生活を指導するためには、大人の生活を知ることが必要と、法人内の障害者施設での勤務体験を推進している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 管理者は、指定管理の枠内ではあるが、人事・労務・財務等について経営の改善、業務の実効性の向上に向けて分析を行っている。超過勤務の削減等、働きやすさを追求した取組みを行っている。経営の改善や業務の実効性を高めるために、組織内に同様の意識を形成するための工夫が求められる。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 法人理念の理解を重点に、職員採用と育成を行っている。新規採用職員には入職者研修を毎月行い、アンガーマネジメント・虐待防止の研修は全職員が受講している。コロナ禍でも採用活動ができるように、オンラインでのセミナーを開催し、人材確保を積極的に行っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 「期待する職員像」や人事基準は、法人の「職務規程」や「人事考課規程」に明記されている。フィードバック面接で職員の意向や意見を確認し、モチベーションアップにつなげている。職員が自ら将来の姿を描くことができるという点では課題となっており、現在進められている人事システムの見直しに期待したい。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>フィードバック面接で出された要望はすぐに検討し、職員の希望に添えるようにしている。法人本部で保健相談が行われていることに加え、療育後の職員が事務所に戻って来た時に、職員の顔を見て声をかける等、相談しやすい工夫をしている。「わーくりに知多」に入会し、福利厚生事業を行っている。年次有給休暇取得や超過勤務はデータで管理し、職員の就業状況を把握している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>フィードバック面接の際、年間（10月～9月）の目標と、その目標をどう達成するのか計画できるように話をしている。面接後、1週間以内に書面にして提出し、翌年に目標の達成度を確認している。個人目標の進捗状況の確認のための中間面接の実施と、一人ひとりの育成という意味での非常勤職員の目標の設定も検討されたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>職員に対し、事業所の療育方針に沿った支援を可能とするスキルを身につけることを目標としている。そのスキルアップのための年間研修計画が策定されている。児童発達管理責任者や相談支援専門員の資格取得も研修計画に盛り込ませており、専門技術の研修は内部研修で実施している。定期的に、研修内容やカリキュラムの見直しを実施されておらず、改善の余地がある。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1クラス3人の担任制をとっており、経験年数のバランスを考慮しての職員配置となっている。そのため、個別的なOJTがスムーズに行われている。また、新任職員には「メンター制度」を導入し、法人内の別施設の先輩職員が面談を月1回行い、「メンター報告書」を作成している。外部研修の案内を回覧し、希望者は参加できる体制をとっている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>実習生の受入れのため、受入れマニュアルとプログラムを作成している。実習の振り返りはクラスごとに毎日20分ほど行い、最終日には実習期間全体の振り返りを実施している。効果的な実習生指導となるよう、実習指導者に対する研修を行うことを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人のホームページや広報誌「愛光園だより」を使い、基本理念や中期計画、事業報告、事業計画、決算報告書、資金収支予算書、児童発達支援評価表を公開している。また、Facebookに予定表や行事の様子が掲載されている。苦情については、保護者が公表を希望しないため公表していない。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>法人として、事務、経理、取引などのルールが定められている。また、外部の専門家である公認会計士が定期的に監査支援を行っている。内部監査は、法人本部が実施している。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 例年は、大府市福祉・健康フェアにおいて、子どもを知ってもらう活動と共にバザーに参加していた。また、保育園交流も保護者とともに目的を設定して行っている。社会資源については、保護者の思いだけでなく、子どものニーズに応じた情報を提供している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> ボランティアや学校の職場体験の受入れを行っている。ボランティアの受入れ時に必要な研修は行っていないが、実際の療育の中で助言と解説を行い、終了後に振り返りを実施している。地域の学校教育等への協力については、基本姿勢が明文化されていないため改善の余地がある。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント> 次世代の育成について大府市が責任を持つことが貫かれ、保育施設として保育所の園長会、要保護対策協議会、親子育成事業会議等に参加している。また、自立支援協議会にも参加しており、保育・障害の両分野からの連携を図ることが容易となっている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント> 地域の福祉ニーズを把握する取組みとして、法人として年2回、地域住民、当事者、関係団体参加の「運営協議会」を開催している。事業所としても園長会、要保護対策協議会、親子育成事業会議、自立支援協議会に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題を把握している。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント> 市の指定管理の更新時期に合わせ、地域の福祉ニーズである放課後等デイサービスや早期療育支援を実施、拡大してきた。また、地域の放課後等デイサービスの支援の向上を目的に、「放課後等デイサービス事業所連絡会」の中心的な存在として会を開催している。小学生・中学生対象の福祉実践教室に、講師として職員を派遣している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>パンフレットや「入園のしおり」、「運営要覧」等に子どもを尊重した保育・療育の基本姿勢を記載し、事務室や玄関にも掲示している。毎年4月に全職員で会議を持ち、新任職員は基本姿勢の理解に、先輩職員は振り返りや確認の場としている。身体拘束や虐待についての研修を行い、共通認識を図っている。保護者には、親子通園日やクラス懇談会等で共通理解を持つよう取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー保護規程」、「虐待防止規程」等、子どもの権利擁護に関する規程は整備されている。施設は道路に面し、他施設が隣接して人通りが多く、水遊び時は子どもの姿が見えないようシートで覆っている。水着の上にタオルを巻いているが、タオル着用を嫌がる子どももいるため、水遊び時の子どものプライバシー保護に改善の余地が残る。権利擁護のマニュアルの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>情報提供の資料として「パンフレット」を作成し、市役所に設置してある。ホームページにも掲載し、誰でも入手可能である。見学は随時個別で受け入れ、見学希望者が重ならないようプライバシーにも配慮している。説明はセンター長か副センター長が行っている。事業所の良さを分かってもらうために事業ごとにパンフレットを作成し、見学時に事業所の目的や保育・療育の方針を時間をかけて説明している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>契約時に個別支援計画を保護者と懇談して作成し、開始時は資料を保護者に配付して同意を得ている。他施設への引継ぎは、決められた様式に記入して送付するが、事前に保護者の同意を得て行っている。特に配慮が必要な保護者への説明には、保護者との信頼関係を重視しているため、担任から説明する事がルール化されている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>他施設・他機関に移行する場合は、作成した資料を保護者に確認してもらってから引き継いでいる。引継ぎの手順が確立しており、適切な運用がされている。しかし、利用終了後の相談継続の担当者や窓口等が口頭で説明され、書面での手交がない。その内容を記載した文書を作成し、説明時に保護者に手渡すことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者満足の把握は、年1回の事業所・保護者・嗜好アンケート等で行っている。アンケート実施後には、結果を分析して具体的に改善している。一例として、靴箱のマークは子どもの好きなマークや理解できるマークを聞き出して決めている。「親子で靴箱を使う時に狭い」という声には、広くできるよう工夫して改善している。改善内容を書面にし、保護者会でフィードバックしている。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが整備され、「入園案内」で保護者周知を図るとともに玄関にも掲示している。利用者満足度把握アンケートで多くの意見を拾い、これらも苦情用紙に記録している。職員は苦情や意見を会議で周知し、検討・改善した内容も周知している。年度末には全事業所の苦情内容や数が法人の冊子で公表されるが、苦情の申立人に配慮した上で（公表同意を取って）公表することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園式で、相談したい時や意見が述べたい時には、相手を自由に選ぶことやいつでも相談を受け付けることを口頭で伝えている。ただ、説明文書は配付されていない。相談場所は、保護者の希望を優先して、相談室を使ったり、子どものクラスでと言う保護者にはクラスで行っている。希望により、別日にじっくり話せる機会も設けている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>意見箱は設置されているが、意見が入ることはほとんどなく、主にアンケート回収箱として利用されている。アレルギー情報や通園バスの中の行動等、緊急性の高い情報は、即座に職員で共有し迅速に対応している。また、連絡ノートからの意見や相談も積極的に受け入れ、内容を個別記録に残している。しかし、相談や意見を受けた際の、記録や報告の手順を定めたマニュアルが整備されていない。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメントの責任体制が不明確であり、委員会を設置するなどの体制も未整備である。事故発生時の対応や手順は明確であり、職員周知もされている。ヒヤリハット報告の記録は4～9月は少ないが、子どもたちが施設に慣れ、動きが活発になる10～11月は2倍ほどに増加している。リスクマネジメントの体制を整備し、職員に対して安全確保・事故防止に関する研修の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防、発生時の対応マニュアルは作成されている。新型コロナの感染情報は市から資料が配信され、関係機関と連携して指示通りに対応している。しかし、「感染症マニュアル」にはまだ追記されていない。対応を間違えると大きな災いとなる可能性もあり、早急にマニュアルに盛り込むことが望ましい。看護師は常駐していないが、「保健便り」は市と連携して年4回程保護者に届けている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>災害時対応体制が整備され、安否確認は災害伝言ダイヤルで行うこととしているが、実際に使った訓練は行っていない。保育・療育を継続するための対策は、市から指示が出る。引き渡し訓練は年1回行っている。備蓄リストを点検し、見直した結果、水やブルーシートを増加した。人との関わりが苦手な子どもや音に敏感な子どもとの訓練は困難をきたすが、訓練の方法等を検討されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法を、「児童発達支援ガイドライン」に基づいて「入園のしおり」や「運営要覧」、「事業計画」等に記載し、指導計画作成の手引書としても活用している。標準的な実施方法の職員周知は職員会議や研修で行っており、記録は会議録として残されている。クラスでは、保護者からの意見や提案を指導計画に反映させているが、質の向上に向けて他クラスとも共有することが望ましい。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法を活用し、子ども個々の成長を支援する個別支援計画を作成しており、保育実践が画一的になることはない。親子活動日には保護者と子どもの姿を共有し、関わりについて再確認して支援の見直しをしている。施設として標準化は目安であり、職員・保護者からの意見や提案が個別支援計画に大きく反映されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<p><コメント> 担任がアセスメントを基に個別懇談で保護者ニーズを聞き取り、子どもの発達に合わせた個別支援計画を作成している。年3回の個別支援会議には、必要に応じて作業療法士や理学療法士、臨床心理士等の専門職が参加し、場合によっては保護者や栄養士も参加して計画を見直している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 個別保育記録は、1・2・3期と年3回の記入である。「アセスメントシート」を使い、個別支援計画の評価や振り返りを行っている。目標を達成できた場合は、期間に捉われずに迅速に計画を変更することもある。個別支援計画の変更の際は、保護者と面談して確認・同意を得て行っている。標準的な実施方法に反映すべき事項、保育の質の向上に関わる課題等を明確にするため、書面に残されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<p><コメント> 発達の状態や生活状況等を把握し、保育・療育に関する個別の指導計画が個々にファイル化されている。健康診断票等は別ファイルで管理されている。コンピュータネットワークや記録ファイルを通じての情報共有はされているが、パソコン台数が少ないために書面で共有することも多い。利用する子どもは30人と少ないが、記録ファイルを子どもごとに1冊にまとめることも今後の検討とされたい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「個人情報保護規程」に沿って、記録の保管等が適切に行われている。保護者には入園時に個人情報の取扱いを説明し、同意を得ている。「情報開示規程」もある。外部への引継ぎや情報交換等で個人情報を持ち出す時は、定まった様式に記入して個人情報の不適切な使用や漏洩防止対策をしている。記録管理・個人情報保護に関しては、職員会議の中で確認し職員研修も実施している。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	①・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」には、理念・方針に基づく日々のカリキュラムや各クラスの子どもに合わせた保育・療育等が盛り込まれている。家庭とも連携して作成した計画を、定期的に評価して次の作成に役立てている。施設の目的を「本人・家庭・保育者・地域が一体となって育ち合う生涯支援の出発点」とし、家庭や地域の実態に即した計画を作成している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①・b・c
<p><コメント></p> <p>暑さ対策やコロナ感染対策として、室内の温度・湿度、換気等に留意し、室内を常に清潔に保っている。全室に空気清浄器やエアコン、床暖房が設備されている。子どもが興奮した気持ちを和らげる場所（和室）もある。広いホールの使用は2クラスまでとし、密を避ける工夫もしている。施設はバリアフリーであり、トイレはドアクッション、チャイルドガード、腰掛け台等の工夫がみられる。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの状態を把握し、子ども一人ひとりを受容した保育・療育の実践のための「人材確保育成」が、事業計画に記載されている。発達に合ったカリキュラムを作成し、子どもの気持ちを代弁する支援を意識している。子どもが嫌がる気持ちの「切替え」や、「石鹸の泡」を嫌がる子どもの気持ちに寄り添うなどの実践がある。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①・b・c
<p><コメント></p> <p>生活習慣を身に付けていくためには、家庭での保護者の協力が必要であり、連絡ノートや口頭で情報交換を行っている。トイレや歯磨き等は、手順書や絵本・ペープサート等を使い、子どもにも分かりやすく視覚的な情報を用いて、子どもに「やってみよう」という思いが生じるように援助している。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ感染防止の観点から、戸外で遊ぶ時に限らず室内でも密にならないよう、同時間で遊ぶのは2クラスまでとしている。時間の調整を図り、子どもが主体的に体を動かす時間を作っている。近くの100円ショップと連携して、買い物を楽しむ機会を設けて社会体験をしている。自分の好きな物を選んで購入できる楽しみがあり、挨拶や並ぶ事、お金を払う事等の社会的ルールを体験している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a・b・c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	①・b・c
<p><コメント></p> <p>クラス担任を3名ずつ配し、子どもが自発的に活動できるよう、月1回話し合いを持っている。子どもが帰った後、毎日の振り返りと明日の打ち合わせを行い、日々の保育・療育の関わりを図っている。玩具の消毒は、子どもが帰った後に行っている。子どもの成長過程にある噛みつき等は、人に関心が出てきた事、関わりを求めている事と捉え、子どもの気持ちを尊重しながら支援している。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ禍により、行事はほとんど行えなかったが、運動会は保護者の強い希望と職員の思いから実施に踏み切った。数々の制約の中での開催ではあったが、願いが叶った保護者からは、「子どもの成長した姿を見ることができた」との感謝の声が届く。就学に向けての取組みとしては、支援学校の見学や相談、体験入学等があり、「1年間の流れ」が保護者に配付されている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 施設内はバリアフリーであり、全ての部屋を床暖房とするなど、子どもが生活しやすく配慮されている。しかし、床や壁は固い素材であり、転んだりぶつかったりするとリスク回避が難しい。障害特性に関する知識を深めるために医療機関や専門機関等と連携し、職員は研修にも積極的に参加している。会議で報告して情報の共有を図り、会議に参加できない職員は記録に確認サインを記している。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ b ・ c
<p><コメント> 非該当</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ③ ・ c
<p><コメント> 計画の中に小学校との連携に関する記載があり、プロジェクトを組んで取り組んでいる。保護者には小学校以降の見通しが持てる機会が設けられているが、子どもにとっては個々の負担や理解面等から、見通しを持つ機会は設けられていない。現在取り組んでいるプロジェクトの中で、是非子どもにも機会が持てるような検討を期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ④ ・ c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルがあり、市からの資料も有効に活用しているが、保健に関する計画は作成していない。体調悪化や怪我等の対応は、看護師がいなかったりセンター長や副センター長が行っている。昼寝がないため、SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する取組みはないが、知識や情報を職員、保護者に周知することが望まれる。予防接種の対応は保護者からの申告で把握している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント> 健康診断の結果は、全員分がまとめて綴られていて、関係職員への周知が図られている。保護者には個別に結果を知らせている。場合によっては受診を勧める等、家庭との連携も図られている。保健に関する計画はないが、健診結果を反映させる保育として、歯磨きやよく噛んで食べることを指導している。家庭でも歯磨きや食生活に活かされており、食育と併せて保健に関する計画を検討されたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント> アセスメントでアレルギー児や慢性疾患のある子どもを把握し、医師の診断と指示の下、適切な保育・療育に繋げている。「緊急対応マニュアル」も整備されている。食事の際は席を別け、食器にラップを掛け、名札で区別し、本人に渡るまで何人かでチェックして誤食を防いでいる。エピペンの必要な子どものために、研修も行われている。小麦粉粘土の使用もあり、アレルギー児に配慮して援助している。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 献立表やサンプル展示は、「毎日の食事の内容が分かる」と、保護者の好評（保護者アンケートでは100%の支持）を得ている。しかし、食育の計画は作成されていない。おやつは既成のお菓子がほとんどであり、手作りおやつを取り入れることを検討されたい。またアレルギー児も、除去なしで他の子どもと同じ献立で食事ができるメニューの取組みや、「給食便り」の発行を期待したい。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 検食は主にセンター長が行っている。地域の食文化の取組みは、コロナ禍で餅つきのみとなっており、行事食は七夕、クリスマス、豆まき等を計画している。コロナ禍で調理員が子どもと一緒に食べる機会は少ないが、食事の様子は毎週観察している。月1回職員会議で喫食状況や意見交換を行い、年1回嗜好調査を行っている。「衛生管理マニュアル」や食中毒発生時の対応について職員周知が望まれる。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 日常的な情報交換は、連絡ノートや送迎時の会話等で行われている。コロナ下ではあるが、実施可能な行事を絞り込み、十分な予防をして父親参観を行った。保育・療育に参加することで理解を得、協力者へと変わる父親参観の効果は大きく、子どもの成長を共に喜ぶ機会となった。懇談の機会を随時設け、家庭での困りごとにも応じている。情報交換の内容は、個別記録に記録している。			
A-2- (2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 必要に応じて子育ての相談を随時受け入れており、保護者からの相談に応じる体制はある。また、担任だけでなく相談支援専門員・センター長等も同席し、多方面から助言が受けられる体制もある。相談内容は個別記録に記載されている。必要に応じて連絡会で共有し、安心して子育てができるよう保護者支援を行っている。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」は整備されされており、全職員が権利擁護の研修を受けている。虐待や権利侵害の可能性があると職員が判断した場合は、情報を共有して対応協議ができる体制も整っている。予防的には、困りごとの聴取・懇談等の対応に取組み、保護者の精神面の援助をしている。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 職員は、日々の振り返りや指導計画の反省時を自己評価の機会としている。自己評価に基いた改善として、「園便り」の裏に献立レシピを載せたり、ユーチューブで遊びを紹介したりしている。自己評価との繋がりで、施設全体の保育・療育の実践が向上している。今後、親子クラスと単独クラスとの共有の場が持てるような取組みの実践を期待したい。			